

| 当金庫の預金商品の概要 | |
|--|---|
| 1. 商品名（愛称） | 自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞ [スーパー定期、スーパー定期 300（預入金額 300 万円以上）] |
| 2. 販売対象 | ・法人、個人 |
| 3. 期間 | ・定型方式（1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年） 預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。 ・満期日指定方式……1 か月超 5 年未満 |
| 4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 | ・一括預入 ・スーパー定期……1,000 円以上 300 万円未満（総合口座は 1 万円以上） スーパー定期 300……300 万円以上原則 1,000 万円未満 ・1 円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| 6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 | ・固定金利 ・預入金額 300 万円未満は預入時の自由金利型定期預金（M型）〔預入金額 300 万円未満〕の店頭表示の利率、預入金額 300 万円以上は預入時の自由金利型定期預金（M型）〔預入金額 300 万円以上〕の利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 |
| 7. 税金 | ・個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・法人は総合課税となります。 |
| 8. 手数料 | —— |
| 9. 付加できる特約事項 | ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率） ・個人の場合はマル優の取扱いができます。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、別紙の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。 ・中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。 |
| 11. 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。 |
| 12. リスクに関する事項 | ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） |